市民参加協働部(市民参加·協働推進課)

市民意見募集手続(パブリックコメント)の制度化について

1 市民意見募集手続とは

市の基本的な政策を定める計画等を策定しようとする際に、その計画案等を公表し、市民等から意見を募集するもの。市は提出された意見を考慮し、計画等の案に反映できるか検討した上で最終的な意思決定を行い、意見の概要とこれに対する市の考え等を公表する一連の手続をいいます。(手続の流れは【資料1】のとおり)

2 制度化の目的

上田市には、これまで意見募集手続に関する基準がなく、計画等の対象範囲や公表方法、募集期間等については、担当各課の判断により実施されているため統一が取れていませんでした。こうしたことから、「上田市市民意見募集手続に関する要綱」【資料2】を定め、全庁共通のルールとして、以下のものについて統一を図りました。(平成30年4月1日施行)

- ・意見募集をする計画等の対象範囲(要綱第3条)
- 計画等公表の方法、募集期間(同第6条、第7条)
- ・結果の公表(同第8条) 等

3 意見募集手続の制度化に関する市の方針

(1)上田市自治基本条例(平成23年4月1日施行)

(意見等の公募)

- 第28条 市は行政に関する事項について、市民の意見等を公募するよう努めます。
 - 2 市は、公募により提出された意見等を尊重し意思の決定を行うとともに、その意見 等の概要及び市の考えを市民に公表するよう努めます。
- (2) 第二次上田市総合計画(前期まちづくり計画)
 - 第1編 自治・協働・行政【市民が主役のまちづくり】
 - 第3章 地方分権にふさわしい行財政経営
 - 1-3-1 行財政改革の推進と住民サービスの充実

基本施策 1-3多様な主体の市政参加・参画と連携の促進

「審議会など附属機関のあり方、市民アンケートやパブリックコメントなど市民意見の反映に係る広聴体制を総合的に見直し、市政に対する多様な主体の参加機会の拡充を図ります。」

(3) 第三次上田市行財政改革大綱アクションプログラム

取組項目名:市民意見公募(パブリックコメント)の制度化

改革の概要:自治基本条例に基づき、市政への市民参加と意見の反映を図るため、市 民意見公募を制度化する。

4 全国地方公共団体における意見募集手続制度の制定状況

平成 27 年 1 月 5 日現在、都道府県及び市区町村における状況は全団体 1,788 団体のうち 1,002 団体(56.0%)が制定しており、また、制定の形式は、要綱や要領等で制定している団体が最も多く 798 団体(79.4%) となっている。

(資料:平成27年3月「意見公募手続制度の制定状況に関する調査結果」総務省自治行政局)

5 県内19市の状況

- (1)制度化の状況
 - ① 制度化済み:14 市(長野市、松本市、<u>上田市</u>、岡谷市、飯田市、諏訪市、駒ケ根市、 中野市、大町市、茅野市、千曲市、佐久市、東御市、安曇野市)
 - ② 未制度化:5市(須坂市、小諸市、伊那市、飯山市、塩尻市)
- (2) 募集期間の状況(国、県、制度化14市)
 - ①「30日以上」: 国、県、7市(松本市、<u>上田市</u>、諏訪市、大町市、千曲市、東御市、 安曇野市)
 - ②「概ね1月」:6市(長野市、岡谷市、飯田市、中野市、茅野市、佐久市)
 - ③「3週間以上」: 1市(駒ケ根市)

6 平成30年度における意見募集手続の実施状況

- 3件 (平成30年10月末現在) 【資料3】のとおり
- ※ 参考として、本年度実施の「上田市立地適正化計画(案)」について、上田市ホームページ掲載の募集記事及び募集結果を添付しました。

ポブリックコメント 市民意見募集手続の流れ(制度の概要)

対象となる計画等(※1)の起案

- ※1「計画等」とは(要綱第3条)
 - ァ 市の基本的な政策を定める計画(総合計画等)
 - ィ 個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画
 - ゥ 市民の権利義務に関わる条例 等
 - ≪対象の適用除外(第4条)≫

市民意見募集手続



- ①計画等の案を市民等(※2)に公表 (第5条) 計画等の案と併せて、次の資料を公表する。
 - ァ 計画等の案の趣旨、目的及び背景
 - ィ 計画等の案の概要
 - ゥ 計画等の案に関連する資料
 - 《意見の提出先・提出方法・提出期限等を明示》

※2「市民等」とは (第2条)

- ァ 市内に居住、通勤、通学する者
- ィ 市内に事務所等を有する個人や法人等
- ゥ 案件に利害関係を有する個人や法人等



【公表の方法(第6条)】公表は指定場所での閲覧及び市ホームページへの掲載による ≪公表に当たり、意見募集手続を行う旨、広報うえだやホームページ等で周知≫

- ②市民等の意見の募集 (第7条第1項) 《募集期間は30日以上》
 - ≪募集期間の短縮規定あり(同条第2項)≫



【意見の提出方法(第7条第3項)】 指定場所への提出、郵便、電子メール FAX等

≪匿名不可(第7条第4項)≫

③市民等の意見の検討



④計画等の意思決定 (第8条第1項)



- -----⑤結果の公表 (第8条第2項)
- ァ 提出された意見の概要
- ィ 意見に対する市の考え方
- ゥ 計画等の案の当該修正内容

- 反映できる意見
 - → 意見を取り入れて計画等の案の修正
- 反映できない意見
 - → 理由の整理

【結果の公表方法 (第8条第2項)】

指定場所での閲覧及び市ホームページへの掲載

- ≪類似意見に対する市の考え方はまとめて公表できる(第8条第3項)≫
- ≪個別回答は行わない(第8条第4項)≫
- ≪公表の省略(第8条5項)≫

※議決を要する計画等

市議会へ提案・議決

計画等の施行・実施

上田市市民意見募集手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上田市自治基本条例(平成23年条例第1号)第28条の規定 に基づき、市の政策形成過程において、市民等の意見を述べる機会を確保し、その 意見を反映することによって、参加と協働による自治を推進するため、市民意見募 集手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市民意見募集手続 市の基本的な政策に関する計画等の立案過程において、実施機関がその案の計画等の案を公表したうえで、市民等の意見を募集し、提出された意見等に対する考え方を公表する一連の手続をいう。
 - (2) 実施機関 市長その他の執行機関をいう。
 - (3) 市民等 次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
 - ア 市内に居住する者
 - イ 市内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 市内で事業活動その他の活動を行うもの
 - エ 市民意見募集手続に係る案件に利害関係を有するもの

(対象)

- 第3条 市民意見募集手続は、次に掲げる計画等(以下「計画等」という。)の策定 又は改廃等について実施するものとする。
 - (1) 総合計画その他の市の基本的な政策を定める計画及び個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画
 - (2) 市政に関する基本的な方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)
 - (3) その他実施機関が特に必要と認めるもの

(対象の適用除外)

- 第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するとき は、市民意見募集手続を実施しないことができる。
 - (1) 迅速または緊急を要するとき。
 - (2) 法令等の制定又は改廃に伴う改正を行うとき。
 - (3) 軽微な変更を行うとき。
 - (4) 法令等その他の規定により、縦覧及び意見書の提出その他市民意見募集手続に準じる手続を行うとき。

(計画等の案の公表)

第5条 実施機関は、計画等の策定等をしようとするときは、当該計画等についての 最終的な意思決定を行うまでの適切な時期に、計画等の案を公表するものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、併せて次に掲げる 資料を公表するものとする。
- (1) 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 計画等の案の概要
- (3) 計画等の案に関連する資料
- 3 実施機関は、第1項の規定により計画等の案を公表するときは、意見の提出先、 提出方法、提出期限その他意見の提出に必要な事項を明示するものとする。

(公表の方法)

- 第6条 前条の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び市のホーム ページへの掲載により行うものとする。
- 2 実施機関は、前条に定める公表をするときは、市の広報紙、ホームページその他の方法により、当該計画等の案の名称、閲覧方法及び前条第3項に定める意見の提出に必要な事項を周知するものとする。

(意見の募集)

- 第7条 実施機関は、市民等の意見を募集するための必要な期間として、公表の日から30日以上の期間を設けるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急その他やむを得ない理由があるとき は、その理由を付して募集期間を短縮することができる。
- 3 意見の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
 - (2) 郵便
 - (3) 電子メール
 - (4) ファクシミリ
 - (5) その他実施機関が定める方法
- 4 意見を提出しようとする市民等は、氏名、住所(法人その他の団体にあっては、 名称、住所又は事務所の所在地及び代表者の氏名)その他実施機関が必要と認める 事項を明示するものとする。

(提出された意見の取扱)

- 第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して、計画等の案について意思決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、前項の規定により意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を、実施機関が指定する場所での閲覧及び市のホームページへの掲載により、公表するものとする。ただし、提出された意見の中に、上田市情報公開条例(平成18年条例第12号)第8条各号に掲げる情報が含まれる場合は、当該意見又は情報の全部又は一部を公表しないものとする。
 - (1) 提出された意見の概要
 - (2) 提出された意見に対する実施機関の考え方
 - (3) 計画等の案の当該修正内容
- 3 前項に規定する公表において、提出された意見の類似の意見及びこれに対する市の考え方は、それぞれまとめて公表することができる。

- 4 前2項に規定する公表において、意見提出者への個別の回答は行わないものとする。
- 5 前条の規定により提出された意見が、計画等の案に関わりのないもの及び賛否の 結論のみを示したものの場合は、第2項に規定する公表を省略することができる。

(一覧表の作成)

第9条 市長は、市民意見募集手続の実施状況について、各年度の手続を行った案件 の一覧表を作成し、市のホームページ等により公表するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

市民意見募集手続(パブリックコメント)の実施状況

平成30年度の実施状況

計画等の案の名称	案の公表及び意見の募集期間	担当課	実施結果
上田市立地適正化計画(案)	平成30年5月16日(水曜日)~	都市計画課	意見
	平成30年6月14日(木曜日)	電話:23-5134	<u>18件</u>
上田市空家等対策計画(素案)	平成30年5月16日(水曜日)~	建築指導課	終了
	平成30年6月14日(木曜日)	電話:23-5430	しました
上田市庁舎改築基本設計(案)	平成30年6月18日(月曜日)~	庁舎整備室	終了
	平成30年7月18日(水曜日)	電話:71-7702	しました

平成29年度に実施された意見募集

計画等の案の名称	案の公表及び意見の募集期間	担当課	実施結果
上田市庁舎改修・改築基本計画(案)	平成29年9月16日(土曜日)~	庁舎整備室	意見
	平成29年10月2日(月曜日)	電話:71-7702	0件
第3次上田市地域福祉計画(案)	平成29年11月24日(金曜日)~	福祉課	意見
	平成29年12月11日(月曜日)	電話:71-8081	<u>9件</u>
第7期上田市高齢者福祉総合計画 (案)	平成29年12月1日(金曜日)~	高齢者介護課	意見
	平成29年12月20日(水曜日)	電話: 23-6246	<u>11件</u>
<u>上田市子ども・子育て</u>	平成29年12月1日(金曜日)~	子育て・子育ち支援課	意見
支援事業計画の見直し(案)	平成29年12月22日(金曜日)	電話: 23-5106	<u>7</u> 生
第5期上田市障がい福祉計画	平成29年12月20日(水曜日)~	障がい者支援課	意見
第1期上田市障がい児福祉計画(案)	平成30年1月5日(金曜日)	電話:23-5158	<u>20件</u>
ごみ処理基本計画(案)	平成29年12月25日(月曜日)~	ごみ減量企画室	意見
	平成30年1月12日(金曜日)	電話:22-0666	<u>18件</u>
第2次上田市環境基本計画(案)	平成29年12月25日(月曜日)~	生活環境課	意見
	平成30年1月12日(金曜日)	電話:23-5120	<u>10件</u>
第3次上田市民健康づくり計画(案)	平成29年12月27日(水曜日)~	健康推進課	意見
	平成30年1月12日(金曜日)	電話:28-7123	0件
上田市市営住宅等長寿命化計画(案)	平成30年2月1日(木曜日)~	住宅課	意見
	平成30年2月14日(水曜日)	電話:23-5176	0件
上田市スポーツ施設整備計画(案)	平成30年3月28日(木曜日)~	スポーツ推進課	意見
	平成30年4月10日(火曜日)	電話: 23-6372	0件

上田市立地適正化計画(案)における基本的な方針等に対 する意見の募集について

上田市では、「上田市立地適正化計画」策定にあたり、市民の皆さんからのご意見を募集します。 当計画は、人口減少社会に対応した、安心で住みよい"まちづくり"を目指した「拠点集約型都市構造」の 形成を目的として策定するものです。

パブリックコメントの募集は終了しました。御協力いただきありがとうございました。お寄せいただいた 意見とそれに対する市の考え方については、以下を御覧ください。

なお、いただた御意見等は、取りまとめの便宜上、趣旨を損なわない程度に要約いたしました。

上田市立地適正化計画(案)における基本的な方針等に対する意見の募集(パブリックコメント)の 結果(PDF: 245KB)

公表する資料

- 1. 計画(案) (PDF: 16,559KB)
- 計画等の案の概要(PDF: 3,281KB)
- 計画等の案に関する資料 (PDF: 2,162KB)

意見募集期間

平成30年5月16日(水曜日)から平成30年6月14日(木曜日)まで(必着) 終了しました

資料の閲覧場所

- 1.都市計画課(市役所本庁舎4階)
- 2. 行政資料コーナー (市役所本庁舎1階)
- 3.丸子、真田、武石地域自治センター地域振興課
- 4.豊殿、塩田、川西地域自治センター

意見を提出できる方

- 1.市内に居住、通勤、通学する方
- 2.市内で事業活動その他の活動を行う個人又は法人その他の団体
- 3.市民意見募集手続に係る案件に利害関係を有する個人または法人その他の団体

提出方法

上田市立地適正化計画(誘導区域案)市民意見募集手続入力フォーム(外部サイトへリンク)終了しまし た

次のいずれかの方法で提出することもできます。

1.都市計画課への直接提出

2.郵送: 〒386-8601 上田市大手一丁目11番16号 都市計画課調査計画担当あて

3.ファクシミリ:0268-23-5134 (課直通)

意見用紙 (ダウンロード) (PDF:97KB) 意見用紙(ダウンロード)(ワード:23KB)

意見記録の正確さを期すため、口頭電話でのご意見はお受け付けしていません。 御意見を提出される方の住所、氏名(法人その他の団体にあっては、名称、住所又は事務所の所在地及び 代表者の氏名) を明記してください。匿名は対象としません。

結果の公表について

提出された意見の概要、提出された意見に対する実施機関の考え方、計画等の案の当該修正内容について は、市ホームページへの掲載や指定する場所での閲覧により公表します。 ご提出いただいたご意見への個別の回答はいたしません。

上田市立地適正化計画(案)における基本的な方針等に対する意見の募集(パブリックコメント)の 結果 (PDF: 245KB)



🂹 🕬 🕊 ROF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。

お問い合わせ

上田市役所都市建設部都市計画課

〒386-8601 長野県上田市大手一丁目11番16号

電話番号:0268-23-5134(調査計画担当) 0268-23-5127(街路公園整備担当、景観緑化係)

ファックス番号:0268-23-8247

お問い合わせフォーム

市民意見募集手続の結果について

- 1 計画等の案の名称 上田市立地適正化計画(案)における基本的な方針等
- 2 募集期間 平成30年5月16日(水曜日)から平成30年6月14日(木曜日)まで
- 3 実施結果
 - (1)件数 18件(7人)
 - (2)提出方法

持参	郵便	電子メール	ファクシミリ	計
11件(1人)	1件(1人)	4件(3人)	2件(2人)	18件(7人)

4 意見に対する市の考え方

【計画案を修正・追加する】

No.	意見区分	意見の概要(要旨)	市の考え方
1	2 立地適正	・計画書 3 ページ、<都市づくり	御意見いただいたとおり、<都市づくりの
	化計画の概要	の課題>の文章中、「『コンパク	課題>の文章中へ、「(集約型都市構造)」、
		ト・プラス・ネットワーク』の考えで	「人口規模に見合った」の追記を検討いたし
		まちづくりを進めていくことが求	ます。
		められています。」とある箇所を、	
		「『コンパクト・プラス・ネットワー	
		ク』(集約型都市構造)の考えで、	
		人口規模に見合ったまちづくりを	
		進めていくことがもとめられてい	
		ます。」とするのはどうか。	
2	2 立地適正	・計画書 4 ページ、(3)計画の特	御意見いただいた箇所では、概要として
	化計画の概要	徴②届出制度の囲みの中に、	簡潔に述べることが必要であると考えている
		「従来の都市計画マスタープラン	ため、今後届出制について詳細に説明する
		ンによる土地利用計画に加え	箇所において、届出制度の目的等の記載を
		て、届出・勧告という緩やかなコ	検討いたします。
		ントロール法により、時間をかけ	
		ながら一定区域を誘導することを	
		目指します。」と追記するのはど	
		うか。	
3	その他	・届出制度について、計画書に	御意見のとおり、計画書において届出制
		記載するとともに、届出の手引き	度について記載するとともに、市民のみなさ
		の作成など住民への周知が必要	ん及び市内事業者のみなさんへの周知が
		ではないか。	図れるよう検討いたします。

【計画案に盛り込まれており、計画案を修正しない】

		このり、計画来を修正しない』	<u> </u>
4	2 立地適正	・計画書 3 ページ、2-2 計画概要	御意見いただいた箇所の前述で「居住機
	化計画の概要	(1)立地適正化計画とは の文	能や医療・福祉・商業等の都市機能の立
		章中、「包括的なマスタープラン」	地、公共交通の充実等に関する」としてお
		とある箇所を、「包括的なマスタ	り、御意見の内容を含めた記載と考えてい
		 一プラン(公共交通、市街地活性	ることから、記載のとおりとさせていただきま
		 化、産業振興、雇用確保、子育	す。
		て環境、生活環境、防災、地域コ	
		ミュニティ、地域包括体制)」とす	
		るのはどうか。	
5	6 基本方針	・計画書 42 ページ、目標3「安	│ │ 「上田市立地適正化計画」は、上田市が
	0 基本刀到	・* 画音 42 ベーク、日標3 g	目指す将来都市像「ひと笑顔あふれ 輝く未
		の説明文に「健幸都市上田を目	来につながる健幸都市」を掲げる「第二次上
		指し、市民の健康づくり、社会参	田市総合計画」を、上位計画としており、同
		加を推計し、市民が健康で安心	計画に記される「拠点集約型都市構造によ
		し住みやすい町づくりに取り組み	る持続可能な"まちづくり"」を進めるための
		ます。※スマートウェルネスシテ	計画です。
		ィ首長研究会、全国 72 自治体の	したがいまして、「上田市立地適正化計
		ひとつに加わり、スマートウェル	画」の策定には「健幸都市うえだ」を目指す
		ネスシティ上田を目指していま	考えが根幹にあるので、基本方針について
		す。」と追記するのはどうか。	は、記載のとおりとさせていただきます。
6	7 都市機能	・概要版 9 ページ、6.誘導区域の	計画書の該当箇所(61ページ、7 都市機
	誘導区域	設定、「6-1.都市機能誘導区域	能誘導区域)において、区域について説明
		設定の考え方」を「6-1.都市機能	をしていることと、概要版ではできる限り簡
		誘導区域(周辺からの交通アク	潔に表記する必要があるため、記載のとお
		セス性、都市機能の集積状況を	りとさせていただきます。
		勘案し、都市全体における各種	
		 生活サービス施設(医療、福祉、	
		商業等)の効率的な提供拠点を	
		目指す区域)設定の考え方」と記	
		載することにより理解しやすくな	
		ると思う。	
7	全体	・市の中心部だけに拠点が形成	上田市が目指す「コンパクトシティ」とは、
'	<u> </u>	されると、郊外の過疎化が予想	中心拠点一極に人口や都市機能施設の集
		される。交通、生活、健康維持、	約を図るものではなく、複数の拠点が交通
		高齢化問題等、郊外の居住者も	ネットワークで結ばれた「多極型ネットワーク
		不便なく生活できるようにしてほ 	+拠点集約型都市構造」への転換を目指す
		Ll1°	ものです。
			上田市は、上田・丸子の中心市街地、そ
			して郊外にあるそれぞれの地域が、公共交
			通網や幹線道路等のネットワークで結ばれ
			ており、現状において良好なバランスが保た
			れています。
			しかしながら、今後人口減少が進む中、
			中心市街地にある都市機能を持続するに
			は、周囲の「衛星」となる、各地域が同様に
			持続していく必要があると考えています。そ

のため、真田、武石、豊殿、塩田、川西の各
地域に「生活複合拠点」を位置づけ、それぞ
れの地域の実状に沿った施策を施し、地域
拠点とその周辺地域の生活の質の維持を
図りたいと考えています
この、中心拠点と各地域拠点の、「多極的
なコンパクト化」は、上田市独自の考え方で
あり、コンパクト化した各拠点間を、公共交
通や幹線道路網のネットワークで結び、中
心拠点と地域拠点が相互に共存する、良好
な位置関係の継続を図りたいと考えていま
す。

【計画案を修正しないが、今後、参考・検討とする】

**計画書 4 ページ、(4)計画で定める区域のイメージの図において、左上の囲みの中、「立地適正化計画の区域=都市計画区域」を「立地適正化計画の区域=都市計画区域」を「立地適正化計画は、原則として都市計画区域の全体」とするのはどうか。 **計画書 42 ページ、目標2 「「人々の交流を育む都市」づくり」を「(人の変がみえる都市」づくり」を「(人の変がみえる都市」づくり」を「(人の変がみえる都市」づくり」を「(人の変がみえる都市」づくり」を「(人の変がみえる都市」づくり」を「(人の変がみえる都市」づくり」を「(人の変がみえる都市」づくり」を「(人の変がみえる都市」づくり」を「(人の変がみえる都市」づくり」を「(人の変があるためがが、)ときせていただきます。 *概要版 9 ページ、6.誘導区域の区域 (人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域)設定の考え方」と記載することにより理解しやすくなると思う。 *居住誘導区域との考え方」と記載することにより理解しやすくなると思う。 *居住誘導区域がであっても居住者が今後も安心して生活できる環境整備を進めてほしい。 *原住誘導区域がであっても居住者が今後も安心して生活できる環境整備を進めてほしい。 *原住誘導区域がであっても居住者が今後も安心して生活できる環境整備を進めてほしい。 *原住誘導区域がであっても表では、記載のとおりとさせていただきます。 *原は、高校生等でがら居住誘導区域がであってもそれは、同様に行われるものと考えています。 *原は、行政の責務として全がら居住誘導区域がであってもそれは、同様に行われるものと考えています。 *原は、行政の責務でも、記載に行いれるものと考えています。 *原は、表述は、表述は、表述は、表述は、表述は、表述は、表述は、表述は、表述は、表述				
で、左上の囲みの中、「立地適正 化計画の区域=都市計画区域」を「立地適正化計画は、原則として都市計画区域の全体」とするのはどうか。 9 6 基本方針 ・計画書 42 ページ、目標2 「「人々の交流を育む都市」づくり」を「「人の姿がみえる都市」づくり」を「「人の姿がみえる都市」づくり」とするのはどうか。 10 9 居住誘導 を	8	2 立地適正	・計画書 4 ページ、(4)計画で定	計画書 41 ページにおいて計画区域を説
化計画の区域=都市計画区域」を「立地適正化計画は、原則として都市計画区域の全体」とするのはどうか。		化計画の概要	める区域のイメージの図におい	明しており、本ページのイメージ図では模式
を「立地適正化計画は、原則として都市計画区域の全体」とするのはどうか。 9 6 基本方針 ・計画書 42 ページ、目標2 「「人々の交流を育む都市」づくり」を「人の姿がみえる都市」づくり」とするのはどうか。 10 9 居住誘導 ・概要版 9 ページ、6.誘導区域の 設定、「6-2.居住誘導区域 (人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域) 設定の考え方」と記載することにより理解しやすくなると思う。 11 10 誘導施策 ・居住誘導区域外であっても居住者が今後も安心して生活できる環境整備を進めてほしい。 11 10 誘導施策 ・居住誘導区域外であっても居住者が今後も安心して生活できる環境整備を進めてほしい。 12 全体 ・将来ビジョンについては、若者の意見が大切と考えるので、計			て、左上の囲みの中、「立地適正	的に表現することを目的としていますが、分
			化計画の区域=都市計画区域」	かりやすさを加えるため、記載の文言につ
のはどうか。			を「立地適正化計画は、原則とし	いて再度検討いたします。
9 6 基本方針 ・計画書 42 ページ、目標2			て都市計画区域の全体」とする	
「「人々の交流を育む都市」づく り」を「「人の姿がみえる都市」づく り」を「「人の姿がみえる都市」づ くり」とするのはどうか。 10 9 居住誘導 ・概要版 9 ページ、6 誘導区域の 設定、「6-2.居住誘導区域			のはどうか。	
り」を「「人の姿がみえる都市」づくり」とするのはどうか。 計画と整合を図り設定していますので、目標2につきましては、記載のとおりとさせていただきます。 計画書の該当箇所(70ページ、9 居住誘導区域設定の考え方」を「6-2.居住誘導区域(人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域)設定の考え方」と記載することにより理解しやすぐなると思う。 ・居住誘導区域外であっても居住者が今後も安心して生活できる環境整備を進めてほしい。 人口が減少しても、その地域に暮らす市民がいる限り、道路や水路等のインフラや、下水や水道等のライフラインの維持等、行政が行っているサービスは、行政の責務として全市域平等に継続して行われ、当然のことながら居住誘導区域外であってもそれは同様に行われるものと考えています。 見直し時の社会情勢等を勘案し、高校生	9	6 基本方針	・計画書 42 ページ、目標2	本計画は、上田市都市計画マスタープラ
2につきましては、記載のとおりとさせていただきます。 2につきましては、記載のとおりとさせていただきます。 計画書の該当箇所(70ページ、9 居住誘導区域の設定、「6-2.居住誘導区域は(人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域)設定の考え方」と記載することにより理解しやすくなると思う。 ・居住誘導区域外であっても居住者が今後も安心して生活できる環境整備を進めてほしい。 ・居住誘導区域外であっても居住者が今後も安心して生活できる環境整備を進めてほしい。 ・ア水や水道等のライフラインの維持等、行政が行っているサービスは、行政の責務として全市域平等に継続して行われ、当然のことながら居住誘導区域外であってもそれは同様に行われるものと考えています。 見直し時の社会情勢等を勘案し、高校生等地域の学生との意見交換の場や、そのよ			「「人々の交流を育む都市」づく	ンを上位計画とし、基本方針についても上位
10 9 居住誘導 ・概要版 9 ページ、6.誘導区域の 設定、「6-2.居住誘導区域設定 の考え方」を「6-2.居住誘導区域 違区域)において、区域について説明をして いることと、概要版ではできる限り簡潔に表 記する必要があるため、記載のとおりとさせ ていただきます。 11 10 誘導施策 ・居住誘導区域外であっても居 住者が今後も安心して生活できる環境整備を進めてほしい。 人口が減少しても、その地域に暮らす市 民がいる限り、道路や水路等のインフラや、下水や水道等のライフラインの維持等、行政が行っているサービスは、行政の責務として全市域平等に継続して行われ、当然のことながら居住誘導区域外であってもそれは 同様に行われるものと考えています。 見直し時の社会情勢等を勘案し、高校生 等地域の学生との意見交換の場や、そのよ			り」を「「人の姿がみえる都市」づ	計画と整合を図り設定していますので、目標
10 9 居住誘導 ・概要版 9 ページ、6.誘導区域の設定、「6-2.居住誘導区域設定の考え方」を「6-2.居住誘導区域にの考え方」を「6-2.居住誘導区域(人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域)設定の考え方」と記載することにより理解しやすくなると思う。			くり」とするのはどうか。	2につきましては、記載のとおりとさせていた
区域 設定、「6-2.居住誘導区域設定 の考え方」を「6-2.居住誘導区域 (人口減少の中にあっても一定 のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービス やコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域) 設定の考え方」と記載することにより理解しやすくなると思う。 11 10 誘導施策 ・居住誘導区域外であっても居住者が今後も安心して生活できる環境整備を進めてほしい。 「おり、一般を進んしている。」 ・日本の地域に暮らす市民がいる限り、道路や水路等のインフラや、下水や水道等のライフラインの維持等、行政が行っているサービスは、行政の責務として全市域平等に継続して行われ、当然のことながら居住誘導区域外であってもそれは同様に行われるものと考えています。 12 全体 ・将来ビジョンについては、若者の意見が大切と考えるので、計				だきます。
の考え方」を「6-2.居住誘導区域 (人口減少の中にあっても一定 のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービス やコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域)設定の考え方」と記載することにより理解しやすくなると思う。 11 10 誘導施策 ・居住誘導区域外であっても居住者が今後も安心して生活できる環境整備を進めてほしい。 「水や水道等のライフラインの維持等、行政が行っているサービスは、行政の責務として全市域平等に継続して行われ、当然のことながら居住誘導区域外であってもそれは同様に行われるものと考えています。 12 全体 ・将来ビジョンについては、若者の意見が大切と考えるので、計 になると、概要版ではできる限り簡潔に表記する必要があるため、記載のとおりとさせていただきます。 「人口が減少しても、その地域に暮らす市民がいる限り、道路や水路等のインフラや、下水や水道等のライフラインの維持等、行政が行っているサービスは、行政の責務として全市域平等に継続して行われ、当然のことながら居住誘導区域外であってもそれは同様に行われるものと考えています。 見直し時の社会情勢等を勘案し、高校生等地域の学生との意見交換の場や、そのよ	10	9 居住誘導	・概要版 9 ページ、6.誘導区域の	計画書の該当箇所(70ページ、9 居住誘
(人口減少の中にあっても一定 のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービス やコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域) 設定の考え方」と記載することにより理解しやすくなると思う。 11 10 誘導施策 ・居住誘導区域外であっても居住者が今後も安心して生活できる環境整備を進めてほしい。 ・ボットルのでは、行政の責務として全市域平等に継続して行われ、当然のことながら居住誘導区域外であってもそれは同様に行われるものと考えています。 12 全体 ・将来ビジョンについては、若者の意見が大切と考えるので、計		区域	設定、「6-2.居住誘導区域設定	導区域)において、区域について説明をして
のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域)設定の考え方」と記載することにより理解しやすくなると思う。 11 10 誘導施策 ・居住誘導区域外であっても居住者が今後も安心して生活できる環境整備を進めてほしい。 「下水や水道等のライフラインの維持等、行政が行っているサービスは、行政の責務として全市域平等に継続して行われ、当然のことながら居住誘導区域外であってもそれは同様に行われるものと考えています。 「全体 ・将来ビジョンについては、若者の意見が大切と考えるので、計 見直し時の社会情勢等を勘案し、高校生等地域の学生との意見交換の場や、そのよ			の考え方」を「6-2.居住誘導区域	いることと、概要版ではできる限り簡潔に表
持することにより、生活サービス やコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域) 設定の考え方」と記載することにより理解しやすくなると思う。			(人口減少の中にあっても一定	記する必要があるため、記載のとおりとさせ
ヤコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域)設定の考え方」と記載することにより理解しやすくなると思う。 11 10 誘導施策 ・居住誘導区域外であっても居住者が今後も安心して生活できる環境整備を進めてほしい。 「水や水道等のライフラインの維持等、行政が行っているサービスは、行政の責務として全市域平等に継続して行われ、当然のことながら居住誘導区域外であってもそれは同様に行われるものと考えています。 「2 全体 ・将来ビジョンについては、若者の意見が大切と考えるので、計 見直し時の社会情勢等を勘案し、高校生等地域の学生との意見交換の場や、そのよ			のエリアにおいて人口密度を維	ていただきます。
れるよう居住を誘導すべき区域) 設定の考え方」と記載することに より理解しやすくなると思う。 11 10 誘導施策 ・居住誘導区域外であっても居 住者が今後も安心して生活でき る環境整備を進めてほしい。 「水や水道等のライフラインの維持等、行 政が行っているサービスは、行政の責務とし て全市域平等に継続して行われ、当然のこ とながら居住誘導区域外であってもそれは 同様に行われるものと考えています。 12 全体 ・将来ビジョンについては、若者 の意見が大切と考えるので、計 「現が減少しても、その地域に暮らす市 民がいる限り、道路や水路等のインフラや、 下水や水道等のライフラインの維持等、行 政が行っているサービスは、行政の責務とし て全市域平等に継続して行われ、当然のこ とながら居住誘導区域外であってもそれは 同様に行われるものと考えています。 「見直し時の社会情勢等を勘案し、高校生 等地域の学生との意見交換の場や、そのよ			持することにより、生活サービス	
設定の考え方」と記載することに			やコミュニティが持続的に確保さ	
より理解しやすくなると思う。			れるよう居住を誘導すべき区域)	
11 10 誘導施策 ・居住誘導区域外であっても居住者が今後も安心して生活できる環境整備を進めてほしい。 人口が減少しても、その地域に暮らす市民がいる限り、道路や水路等のインフラや、下水や水道等のライフラインの維持等、行政が行っているサービスは、行政の責務として全市域平等に継続して行われ、当然のことながら居住誘導区域外であってもそれは同様に行われるものと考えています。 12 全体 ・将来ビジョンについては、若者の意見が大切と考えるので、計場地域の学生との意見交換の場や、そのよ			設定の考え方」と記載することに	
住者が今後も安心して生活できる環境整備を進めてほしい。			より理解しやすくなると思う。	
る環境整備を進めてほしい。 下水や水道等のライフラインの維持等、行政が行っているサービスは、行政の責務として全市域平等に継続して行われ、当然のことながら居住誘導区域外であってもそれは同様に行われるものと考えています。 12 全体 ・将来ビジョンについては、若者の意見が大切と考えるので、計	11	10 誘導施策	・居住誘導区域外であっても居	人口が減少しても、その地域に暮らす市
政が行っているサービスは、行政の責務として全市域平等に継続して行われ、当然のことながら居住誘導区域外であってもそれは同様に行われるものと考えています。 12 全体 ・将来ビジョンについては、若者の意見が大切と考えるので、計等地域の学生との意見交換の場や、そのよ			住者が今後も安心して生活でき	民がいる限り、道路や水路等のインフラや、
て全市域平等に継続して行われ、当然のことながら居住誘導区域外であってもそれは同様に行われるものと考えています。 12 全体 ・将来ビジョンについては、若者の意見が大切と考えるので、計等地域の学生との意見交換の場や、そのよ			る環境整備を進めてほしい。	下水や水道等のライフラインの維持等、行
とながら居住誘導区域外であってもそれは 同様に行われるものと考えています。 12 全体 ・将来ビジョンについては、若者 見直し時の社会情勢等を勘案し、高校生 の意見が大切と考えるので、計 等地域の学生との意見交換の場や、そのよ				政が行っているサービスは、行政の責務とし
同様に行われるものと考えています。				て全市域平等に継続して行われ、当然のこ
12 全体 ・将来ビジョンについては、若者 見直し時の社会情勢等を勘案し、高校生 の意見が大切と考えるので、計 等地域の学生との意見交換の場や、そのよ				
の意見が大切と考えるので、計等地域の学生との意見交換の場や、そのよ				同様に行われるものと考えています。
	12	全体		
画書の見直し時には、高校生等 うな機会を設け、見直す計画に反映できるよ				等地域の学生との意見交換の場や、そのよ
			画書の見直し時には、高校生等	うな機会を設け、見直す計画に反映できるよ

	の意見交換の場や機会を設ける	う検討いたします。
	のはどうか。	

【検討の結果、計画案に反映しない】

13	6 基本方針	・概要版 7 ページ、5-1. 拠点設	前文からの流れを考慮し、計画書 47 ペー
		定の考え方、5 行目「多極的な観	ジ、6-3-2 拠点設定の基本的な考え方、3 行
		点から」を「多極的な(多極ネット	目「そのため、市内全域を対象にそれぞれ
		ワーク型コンパクトシティ)の観点	の拠点を位置付け、多面的な観点から一体
		から」と追記するのはどうか。	的かつ持続可能な拠点の形成を図ります。」
			の文に該当箇所を変更します。
14	7 都市機能	・都市機能誘導区域の設定にお	丸子地域の中心市街地には、丸子地域
	誘導区域	いて、長瀬市民センター周辺を	自治センター、丸子文化会館、丸子ベルシ
		指定していただきたい。	ティ内の各施設、丸子修学館高校等、丸子
			地域の市民はもとより、武石地域を含む依
			田窪地域の多くの人が利用する都市機能施
			設が集積しており、依田窪地域全体の生活
			利便性を支える拠点であると考えています。
			一方、長瀬市民センター周辺は、地元に
			お住まいの皆さんにとって大切な生活サー
			ビス施設が立地している地区の拠点といえ
			ます。
			そのため、丸子都市機能誘導区域は記載
			のとおりとさせていただきます。
15	9 居住誘導	・居住誘導区域の設定におい	居住誘導区域の設定にあたっては、国が
	区域	て、居住系の用途地域が設定さ	示す策定手引きにより、定量的に設定して
		れている地域を居住誘導区域に	います。設定手順の中で、居住誘導区域は
		含めていただきたい。	目標とする年次(概ね20年後)においても一
		(常入地区、長瀬地域)	定程度の人口密度を保つことが可能とされ
			る区域であることとされており、目標年次に
			おける評価の目標値に設定されます。
			定量的に検討し、実現性のある計画とする
			ため、記載のとおりとさせていただきます。
16	全体	・中心拠点に一極集中させるコン	これまでの交通施策は、公共交通空白地
		パクトシティ構想ではなく、郊外	域や不便地域の解消に重点を置いているた
		居住でも便利に暮らせるよう公	め、人口分布が拡散すると、市内の交通網
		共交通等の対策でよいのではな	も比較的拡散したものとなってしまいます。
		いか。	したがって、公共交通等の対策のみでは非
			効率な都市構造のままとなり、人口減少社
			会における効率的な自治体経営が厳しい状
			況になると予想できます。
			上田市が目指す「コンパクトシティ」とは、
			中心拠点に人口や都市機能施設を一極集
			中するものではなく、郊外においても複数の
			地域の拠点を形成し、拠点間を公共交通ネ
			ットワークで充実させる「多極型ネットワーク
	•		

	+拠点集約型都市構造」であり、人口減少社
	会において持続可能な自治体経営実現の
	ためには、この都市構造への転換が重要で
	あると考えています。

[※]類似の意見はまとめて回答しているため、提出件数と一致しない場合があります。